

事業者変更について

1. 事業者変更とは

現在、NTT 東日本・西日本のサービス卸を受けてる光コラボレーション事業者が提供する光回線をご利用中のお客様が、他の光コラボレーション事業者様及びNTT東日本が提供する光回線へ新たな工事を実施することなく変更できます。

変更元でご利用中の“ひかり電話”の電話番号も継続してご利用になれます。

※詳しくは下記NTT東日本HP参照

NTT東日本公式HP 事業者変更のお手続き

<https://flets.com/app10/kaiji/>

2. 事業者変更による コスモテレコム光へのお申し込みについて

事業者変更には、お客様自身で変更元事業者から事業者変更承諾番号を取得いただき、その番号をもとに当社への転用のお申し込みをしていただく必要があります。事業者変更承諾番号取得先は下記のNTTホームページの連絡先一覧から。もしくは変更元事業者へ直接お問合せ下さい。

NTT東日本公式HP 事業者変更に関するお問い合わせ窓口

<https://flets.com/collabo/list/pdf/hikaricollabo.pdf>

- (1) なお、取得された事業者変更承諾番号の有効期限は15日間となりますので、有効期限内に当社へのお申し込み手続きをお願いします。有効期限を過ぎた場合には、あらためて事業者変更承諾番号の取得が必要となります。
- (2) 「コスモテレコム光」へのお申し込みには、事業者変更承諾番号有効期限まで5営業日以上残っている必要があります。事業者変更承諾番号有効期限までの残日数が5営業日未満となる場合は、あらためて事業者変更承諾番号の取得をお願いします。
- (3) 事業者変更承諾番号は、事業者変更を実施する対象回線1回線につき1番号必要となります。
- (4) 事業者変更によるコスモテレコム光へのお申し込みについては以下の事務手数料が必要となります。

事業者変更事務手数料

1回線ごと1,980円(税込)

3. 事業者変更承諾番号払出しのお申し込みについて

- (1) 当社光サービスをご契約中のお客様が、事業者変更承諾番号の払出しをご希望の際は、以下の情報が必要となります。
 1. 回線ID (CAFもしくはCOPから始まる番号)
 2. 光電話番号 (光電話契約がある場合)
 3. 契約者名
 4. 設置場所住所
 5. 請求書番号
- (2) また、事業者変更承諾番号の払出しの条件は、以下の通りとなります。
 1. 契約者本人または契約者名が法人の場合その会社社員からのお申し込み。
 2. お客様が現在利用中のコスモテレコム光サービスの利用料金について、その支払期限を過ぎた未納料金がある場合には、事業者変更承諾番号の払出し申し込みをお断りする場合があります。
また、事業者変更承諾番号を発行するにあたり、分割払いとなっている工事費の残債がある場合は、その残額を一括にてお支払いいただくことを承諾していただける場合。
- (3) 事業者変更承諾番号払出しの申込方法

方法	申込先	受付時間
お電話	023-624-3633	平日 9:00~17:00 (土・日・祝日 公休・年末年始除く)

- (4) なお、取得された事業者変更承諾番号の有効期限は取得した日を含め15日間となりますので、有効期限内に変更先事業者様へのお申し込み手続きをお願いします。有効期限を過ぎた場合には、あらためて事業者変更承諾番号の取得が必要となります。

4. 事業者変更の注意事項

- (1) 事業者変更を実施することにより、現在の変更元事業者とお客様との契約内容は解除となり、変更先事業者との新たな契約になります。
- (2) コスモテレコム光から他社サービスへの事業者変更を実施するにあたっては、当社にて保有していたお客様情報（契約者名、設置場所住所、利用中のサービス等）を変更先事業者様に通知することになりますので、情報開示についてあらかじめご承諾をいただくことが前提となります。
- (3) 事業者変更のお申込によりコスモテレコム光を契約する場合、変更元事業者で「ひかり電話」、「フレッツテレビ」、「24時間出張修理オプション」をご利用の場合、自動的に提供元はコスモテレコムとなり、提供料金、提供条件等は、当社が別に定める内容に変更となります。詳細はコスモテレコム光サービス契約約款及び、約款別紙料金表をご確認ください。
- (4) 事業者変更のお申込によりコスモテレコム光を契約する場合、変更元事業者で「リモート・サポートサービス」をご利用の場合、本オプションサービスの提供元はNTT東日本に変更となります。またNTT東日本からお客様にコンサルのご連絡がある場合があります。
- (5) 事業者変更のお申込によりコスモテレコム光を契約する場合、事業者変更の対象となるサービス・付加サービス以外の変更元事業者が提供するオプションサービスの取扱い（継続提供の可否、料金の変更等）については、変更元事業者へ直接ご確認ください。
- (6) 事業者変更のお申込によりコスモテレコム光を契約した後に、初期契約解除等により変更元事業者が提供するサービスに復帰する場合は、事業者変更前に契約していた変更元事業者のサービス提供条件等が適用にならない場合があります。（料金割引、特典ポイント等）詳しくは、変更元事業者に直接ご確認ください。
- (7) 変更先事業者で事業者変更手続きが完了した日（以下、事業者変更日）をもって、よりコスモテレコム光は解約となります。なお、月途中に変更先事業者に事業者変更をされた場合、変更日までを日割りで利用料金をお支払いいただきます。
- (8) NTT東日本とオプションサービスなどの直接契約があるお客さまについては、変更先事業者への事業者変更のお申し込み手続きまでに、お客さまからNTT東日本のWebサイトまたはお電話にて、オプションサービスに関する留意事項の確認や契約情報の開示許諾に同意していただく必要があります。なお、本手続きがなされていない場合は、事業者変更手続きを進めることができない場合があります。お手続きについては、上記「1. 事業者変更とは」のNTT東日本のWebサイトまたは東日本開示承諾受付センター/0120-112335までお問合せご確認ください。
- (9) 事業者変更により、ISPについて確認と契約変更が必要になる場合があります。お客様からISPにご連絡していただきご確認ください。
- (10) ご契約から2年未満でコスモテレコム光を解約（又は転用）された場合、ファミリー系品目（ファミリー、ライン、スマート等）は解約金3,850円（税込）、マンション系・ライト系品目は解約金2,750円（税込）をお支払いいただきます。工事費が分割払いの場合、残金を一括でお支払いいただきます。